

令和元年10月から 幼児教育・保育の無償化がスタート

対象者・保育料

満3歳から5歳児までのお子さんの利用料が無償となります。

※無償化対象となるのは保育料（利用料）のみです。食材費や通園送迎費、行事費等は保護者負担となります。

1号認定の全てのお子さんが対象となりますので、改めて行う手続きはありません。

※新制度未移行幼稚園をご利用の場合は、新1号認定の申請手続きが必要になります。

預かり保育

保育の必要性のある3歳児クラス（4月1日時点で3歳だったお子さん）から5歳児クラスまでのお子さんの預かり保育の利用料が、利用日数に応じて、日額450円（月額上限11,300円）まで無償になります。

※満3歳児のお子さんについては、住民税非課税世帯のみが対象です。

※無償化対象となるのは利用料のみです。食材費等は保護者負担となります。

※上限額を超えた場合は、利用施設に料金をお支払ください。

預かり保育の無償化対象となるためには「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。該当する場合は、利用施設に必要書類を提出してください。

※認定を受けていない場合、他の要件を満たしていても無償化の対象とはなりません。

【保育の必要性について】認定を受けるためには、保護者（父母ともに）が以下のいずれかを満たす必要があります。

事由	証明書類	認定の有効期間
就労（自営・農業含む）	就労証明書	最長就学前まで
出産前後	母子健康手帳（表紙及び分娩予定日がわかるページ）の写し、誓約書	産前産後各8週間
就学中・職業訓練中	在学証明書、職業訓練受講決定通知書	在学期間に応じて
病気・ケガ・障がい	診断書、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛護手帳の写し等	必要に応じた期間
介護・看護	同居親族等の介護保険被保険者証または診断書等	必要に応じた期間
求職中	誓約書兼求職活動報告書、求職活動中であることを証明するもの（ハローワークでの求人票など）	3か月

保育の必要性が認定されたお子さんには、「施設等利用給付認定通知書」が送付されます。

※有効期間は申請日以前に遡ることはできません。利用を開始する前月の15日までに申請してください

※申請書類一式は利用施設またはこども家庭課窓口で受け取るか、市HPからダウンロードできます。

※弘前市以外に住所のある方は、お住まいの市町村に手続きについて確認してください。

問い合わせ先：弘前市 健康こども部 こども家庭課 保育係

TEL：0172-35-1131（直通）